

○厚生労働省告示第七十号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、平成二十九年四月一日前に退職した被共済者であつて平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの、平成二十九年四月一日以後平成三十年四月一日前に退職した被共済者であつて平成三十年八月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したもの及び平成三十年四月一日以後平成三十一年四月一日前に退職した被共済者であつて平成三十一年七月三十一日までの間に退職金を分割払の方法により支給することを請求したものに係る同条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率は、〇とする。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信